

# 一般社団法人日本循環器学会 九州支部 ACHD診療連絡協議会内規

2018年6月30日制定

## (設置)

第1条 この内規は、一般社団法人日本循環器学会九州支部にACHD診療連絡協議会（以下「本協議会」という）を置く。

## (目的)

第2条 本協議会は、成人先天性心疾患患者の診療における問題点・今後の医療のあり方を検討し、小児科医師と循環器内科医師および心臓血管外科医師が連携を取りながら知識の共有化を図り、患者のスムーズな移行を目指し、九州地方会におけるACHDセッション開催の企画・立案・実施に当たることを目的とする。

## (組織)

第3条 本委員会は、委員長1名、県単位にて協議員若干名、同じく県単位にてワーキンググループ委員若干名（医師に限定しない）を以て組織する。

## (協議員)

第4条 委員長は役員会の議を経て、支部長が委嘱する。

2. 協議委員は、支部長が委嘱する。必要に応じ、副委員長を置くことができる。
3. 副委員長は委員長の推薦により支部長が委嘱する。
4. 任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員会への欠席が連続して4回となる場合、あるいは、ACHDセッション開催の企画に関しての協力が数年にわたり得られないなどの理由がある際は、次回からの委員への推薦を得られない場合がある。
5. 委員長、協議委員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

## (ワーキンググループ委員)

第5条 ワーキンググループ員は、協議員からの推薦に応じ、支部長が委嘱する。

2. 任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員会への欠席が連続して4回となる場合、あるいは、ACHDセッション開催の企画に関しての協力が数年にわたり得られないなどの理由がある際は、次回からの委員への推薦を得られない場合がある。
3. ワーキンググループ員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

## (協議会)

第6条 本協議会は委員長が招集し、議長となる。

2. 協議会の審議事項は役員会に報告し、承認を得なければならない。
3. 本協議会は第2条の目的を達成するために、九州地方会開催に向けて会を執り行うこととする。
4. 委員長が必要と認めた場合、委員以外の者にオブザーバーとして出席を要請し、意見を求めることができる。

5. 委員会開催の都度、議事録を作成し、これを事務局にて保存する。

(業務)

第7条 本委員会は、第2条の目的達成のために次の業務を行う。

- 1) 国内外の関連学会・団体等との情報交換および連携
- 2) 九州地方会においてA C H Dセッションの企画立案・実施
- 3) その他必要な業務

(計画・予算)

第8条 委員長は、地方会毎に業務計画を立てその遂行に努める。今後必要な予算が発生した場合は開催校への負担とせず本支部が全ての経費を賄うこととするが、その際は事前に支部役員会での承認を必要とする。また、地方会当日以外に実施された協議会開催についての旅費に関しては、他県からの移動であり且つ本人からの申告があった場合に限り、支部から実費支給とする。

(報告)

第9条 委員長は、任期終了時においては、任期中の活動報告を役員会に提出し、次期委員会へ引き継がなければならない。

(改廃)

第10条 この内規の改廃は、役員会の承認を得なければならない。

附 則 この内規は、2018年6月30日より施行する。

九州支部事務局